

Title	中国と東南アジア諸国[ヴェトナム、ラオス、ビルマ]の国境問題
Sub Title	A Study of International boundary between China and southeast Asian countries
Author	松本, 三郎(Matsumoto, Saburo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.5 (1968. 5) ,p.237- 265
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部政治学科開設七十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680515-0237

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国と東南アジア諸国

ヴェトナム、
ラオス、ビルマ

の国境問題

松 本 三 郎

中国とヴェトナム、ラオスとの国境問題

一 歴史的背景

中国とヴェトナム（越南）の歴史的關係は非常に古く、ヴェトナムの名が中国史上に現われたのは、紀元前二一四年の秦始皇帝によるいわゆる南越征略にはじまる。次いで紀元前一一年には漢武帝の征略にあい、その支配下におかれ、同時に中国文明の移入がはじまった。唐代にアンナン（安南¹）とよばれるようになった此地はそのごもればば中国の属国の地位にあり、一四二〇年には一時併合されたが、二十年後の一四二八年明の宣宗の時、黎利という英雄が現われ明の勢力を駆逐、アンナン王国を樹立し、両者の關係は再びゆるい藩属關係²に戻つた。次いでアンナンは、その勢力を南部にのぼし、当時南部安南を支配していたチャンパ王国を征服し、終にはほ今日の全ヴェトナムに匹敵するトンキン（東京）、アンナン、コーチシナ（交趾支那）の統一に成功した。

しかしながら、この黎氏王朝の繁栄も短く、一六〇〇年には、アンナン王国は実質的にはユエ（順化）に都する権臣阮氏の広南朝と、ハノイ（河内）に都する同じく鄭氏の大越朝に二分して相對峙するいわゆる南北朝時代に入った。この頃中国では明朝から清朝に入り、康熙（一六六一—一七二二）、雍正（一七二二—一七三五）、乾隆（一七三五—一七九六）の全盛時代を現出するに及んで、アンナン国王による中国への六年二貢の朝貢が再び開始され、以後一八八五年清仏ヴェトナム戦争に至るまでそれは続いた。この時代の両国の宗主臣属關係を示す次のような一事件がある。

雍正年間、安南と雲南の辺域において、境界線紛糾事件が発生した。安南国王からの要請に基づき、清廷は総督鄂爾泰にその調査を命じ、界標を建てさせた。これを不満とし異議を申し立てた安南王に対して、雍正帝は一七二六年、「凡そ臣服の邦皆版籍に属す。安南既に藩封に列し、尺地も吾土たらざるなし。何ぞ此の区々たる四十里の地のみならんや。……王既に礼を尽さば朕亦加うるに恩恵を以てせん。雲南は朕の内地、安南は朕の外藩、毫も分別なし。唯此の地を該国王に賜ひ、之を世守せしむるのみ」と説論した。⁽³⁾

一七八六年、広南の土豪阮文恵、阮文岳、阮文慮の三兄弟がいわゆる「西山党の乱」を起して、終に阮鄭兩南北朝を倒して安南を統一し、一七八九年阮光平（文恵改名）は清帝より安南国王に封ぜられて、西山朝を樹てた。しかし阮兄弟の反乱に敗れた広南朝の一族阮福映は、これが復讐のため苦節十余年ののちフランス人の助けをかり、サイゴンから北上した。一八〇〇年東京を征服し西山朝を降した彼は、一八〇二年安南全土の統一を宣言、ユエを首府として国号を「越南」⁽⁴⁾と改め、自らを嘉隆王^{ヂャロン}と称し、清帝より越南国王の封冊を受けるに至った。

さて一七八七年十一月二八日、ヴェルサイユにおいて調印された「仏安攻守同盟条約」⁽⁵⁾は、革命によるブルボン王朝の倒壊のため立消えとなつたが、アンナンの統一がアドラン司教ピニョー・ド・ベース（Pigneau de Behaine）を中心とするフランス人の援助によつて達成されたことを多とする嘉隆王阮福映はフランス人を優遇し、ここに両国の宗教的、通商的關係は

著るしく増大した。そもそも、一七四七年から一八五八年にかけてのフランスのインドシナ侵略の歴史は、エンニスによれば四段階に分けられ、全期間を通じてフランス人は歩一歩、半島の運命を左右する力を手に入れて行つた。「初めの二十四年間（一七四七—一七四九年）にインドシナとの公けの關係が生じて来てこの地方をオランダ人及びイギリス人の貿易を破壊する拠点に利用する運動が行われた。第二期は半ば商業的、半ば軍事的時期で、貿易場設置の企てが目立つている。第三期にはフランスとインドシナとの間に初めて結ばれた条約（一七八七年）について折衝したアドラン司教ピニョー・ド・ベエヌの活躍が圧倒的な地位をもっている。ド・ベエヌが嘉隆帝を助けて叛徒を鎮圧させ、帝の友情をかちえた事実が物を言つて、フランスとインドシナとの關係も一八〇四年嘉隆の没するまでは円満だつた。第四期は一八〇四年に始まる。この時期に嘉隆の子明命ミン・マンは西洋人に対して敵意を表わして、伝道師弾圧の法令を發布し、フランス海軍士官の入国を拒んだ。一八五五年ナポレオン三世は条約を締結して通商の自由と宗教上の寛容政策の約束を得ようとして失敗し、三年の後、インドシナに遠征軍を派遣した。」⁽⁶⁾

相次ぐフランス人宣教師殺害事件の後、一八四七年即位した第四代嗣徳王ナメデユクの極端な排外政策は、再びフランス人、スペイン人宣教師の殺害事件をもたらし、これらの事件はナポレオン三世のいわゆるボナパルティズムに好機を与え、一八五八年フランスはスペインと結び、自国民保護を理由にアンナンを攻めた。三年半の戦いの後、連合軍にコーチシナの大半を占領され、且つ国内の叛乱に悩まされた嗣徳王は遂に屈辱を余儀なくされ、一八六二年六月五日サイゴンに於いて「講和及び修好条約」⁽⁷⁾が調印された。この条約によりフランスは、スペインとともにキリスト教伝道の自由と戦費賠償金を得た外、コーチシナの三州とコンドール島の割譲を受け（第三条）、ツーロン等三港の開港及びメコン河に於ける通商航行の自由を得（第五条、第三条）、且つアンナンは、将来フランスの同意を得ずにその領土の一部を他国に割譲しないこと（第四条）を約した。かくしてサイゴンを領有することになつたフランスは、メコン河流域の咽喉を扼するに至り、ここにフランスのインドシナ

に対する政治的支配の第一歩が始まつたといえる。

一方久しくアンナン、シアム両王国の保護下にあつたカンボジアでは、ノロドム王 (King Norodom) とシアムに支持された王弟シ・ヴォタ (Si Votta) の争いが激化していた。フランスのコーチシナ総督グランディエール (de la Grandière) 中将は、この機をとらえてノロドム王を懐柔し、一八六三年八月十一日王位回復を条件に王と保護条約 (ウードン条約) を締結し、更に一八六七年七月十五日の仏シアム条約⁽⁸⁾によつて、フランスのカンボジアに対する保護権をシアム王に承認せしめた。

カンボジア、コーチシナを確保したフランスは、ここを根拠地としてメコン河を遡り、中国南部雲南地方に進出しようとしてたが、調査の結果メコン河の遡航は非常に困難で、アンナン王国北部トンキン地方を流れる紅河を伝つて雲南へ赴く路が容易で且つ商業的にも有利であることが判明し、フランスの眼は始めてトンキン地方に注がれることになつた。一八七三年、紅河遡航権をめぐつてフランス商人とアンナン政府間に起つた紛争を機会に、デュブレ (G. Arnal Dupré) 総督の派遣したフランス軍は、ハノイ等トンキン地方の主要都市を急襲占領した。⁽⁹⁾

このフランスの強硬政策に驚いたアンナン政府は、助けを清朝中国に求めた。遠く秦の始皇帝の越南征略以来アンナン宗主権を主張する中国は、雲南国境地方に勢力をもつ黒旗軍⁽¹⁰⁾に命じて、フランス勢力のトンキン地方からの駆逐に当らしめた。かくて中仏間の関係はアンナンをめぐつてきわめて緊迫したが、当時なおプロシアとの戦争による疲弊から回復してゐなかつたフランス本国政府は、積極政策を主張するデュブレ総督を抑えてアンナン政府と和解せしめた。かくして一八七四年三月十五日サイゴンにおいて「仏安南平和・同盟条約」⁽¹¹⁾が締結され、フランスは、アンナンの独立を承認した(第二条) 代りに、同国の外交、軍事権を掌握(第二、第三条) し、紅河の通行権をも得ることになり、正にフランスは、その「海賊的遠征」に於いて失つたものを、アンナン王に「外交的圧力」を加えることによつて取戻し、ここにフランスは清国に代わつて

アンナン王国に対する事実上の宗主国の地位につくに至つた。

しかしながら、この仏安サイゴン条約はもとより中国政府の承認しがたいもので、「安仏両国盟約の副本を収領す。然るに盟符中独立云々の語あり、我が清国の解する能わざる所なり。夫れ安南は古來中国の属邦たり、我が清国決して是の盟約を公認する能わ⁽¹³⁾ず」として、爾來十年、中国のアンナンに対する宗主権をめぐる中仏間の葛藤が続いた。

一八七五年五月二十五日、駐北京フランス公使は、摂政恭親王に対し、国境を越えてトンキン地方に侵入している清国人部隊の鎮定と、红河ルートによつて行われる貿易のため雲南省に一つの出入口を開くべきことを要求した。これに対し恭親王は、雲南は外国貿易には開放されない、またアンナンは古代より中国の藩属であり、現にアンナンに在る清国人部隊は、同国王の要求に基づいて同国の秩序回復のために駐屯するものである、と回答した。中国側が、一八七四年条約を否認し、アンナンは依然として中国の属邦であるとし、今後アンナンことにトンキン地方のことはすべて中仏両国で協議決定したいと考へたのに対して、フランス側は、アンナンが中国の属邦であるという主張は単に歴史上のことであつて今日その確証はない、従つてフランスは全アンナンにおいて行動の自由を有すると主張したのである。一方兩者の間に立つたアンナンの嗣徳王は、サイゴン条約調印の後も、一八七六年、一八八〇年と、北京に朝貢使を派遣する一方、シアムやスペイン等にも特使を送り、フランスの独占的支配下に入ることから逃れようと必死の努力を試みたが、これらの企圖はフランスの警戒的政策や抗議によつて終に効果をあげることができなかつた⁽¹⁴⁾。

中仏両国の主張かく相並行するうちに、一八八三年五月、ハノイのフランス軍は、劉永福率いる黒旗軍に包囲せん滅された。この挑戦に際してフランスは、本国よりトンキン遠征軍を派遣、その応援をえたインドシナ駐屯軍は中国、アンナン連合軍と戦い、非常な苦戦のち首府ユエを占領した。アンナン王も遂に屈服を余儀なくされ、一八八三年八月二十五日、平和条約の調印が行われた。この第一次ユエ条約（アルマン条約）により、アンナンはフランスの保護権を承認し（第一条）、ト

ンキンに派出せる軍隊を召還する(第四条)、フランスは紅河を解放、海賊および叛徒を鎮定し、且つ外敵の侵略を防禦する(第三条)、こと等が決定した。

フランス、アンナン間に新保護条約が締結されたことを知った中国政府は、大いに驚き李鴻章をして嚴重抗議せしめたが、フランスはこれを無視してトンキン地方の攻略をすすめると同時に、外交手段を以つて中国政府を圧迫し、一八八四年五月十一日終に中仏条約⁽¹⁶⁾の締結に成功した。このいわゆる李・フルニエ条約(Li-Fournier Convention)により、(一)フランスはトンキンに接する中国南部の現国境を尊重する(第一条)、(二)中国はトンキンに駐屯する諸軍隊を直ちに撤退し、且つフランス、アンナン間の現在及び将来の諸条約を尊重する(第二条)、(三)中国はトンキンと同地方に接するその南部諸省間の交易の自由を認める(第三条)、等の諸条項が定められ、これによつて数百年來中国の藩属国であつたアンナンは、一応名実ともにフランスの保護下に入ることになつた。

一三三五年フア・ガム(Fa-Ngum)によつて建国され一時勢力をふるつたラオス(老撾)王国は、一八世紀に至りルアンブラバンとヴィエンチャンの二王国に分裂弱体化した⁽¹⁷⁾。この機会をとらえて勢力の拡大を計るシアムとアンナンは、ラオスを舞台に争つたが、地理的に接近するシアムは、アンナンの勢力を斥けラオスに宗主権を確立した。しかし、ラオスを中心とするシアムとアンナンとの国境はいぜん不安定で、両国間における種々の紛議の原因となつていた。

先にコーチシナを征服し、次いでカンボジア、アンナン、トンキンにその勢力を確立することに成功したフランスは、一八八〇年代に入るとインドシナ最後の未征服地ラオスに目をつけ、その宗主国シアムに圧力をかけはじめた。期待する英国からの援助をうることができなかつたシアム政府は、終にフランスの最後通牒に屈し、一八九三年十月三日バンコックにおいて、国境に関する仏シアム条約⁽¹⁸⁾が締結された。本条約により、シアムは(一)メコン河左岸の地全部および同河中の諸島に対する一切の要求を放棄し(第一条)、(二)その軍艦はメコン河の航行を禁止された(第二条)。ヴェトナムやビルマに比べて、歴史的に

中国との関係の余り強くないラオスの仏保護領化に対して、中国は干与しなかつた。かくして、ラオスもまたフランスの保護領と化し、インドシナにおけるフランスの領域は一挙に二倍に拡大された。ラオスは一八九九年仏印連邦に加えられたが、さらに一九〇四年シアム、ラオス間国境はフランスの威圧下にラオスに有利に改訂され、シアムはルアン普拉バン王朝に対する一切の権利の放棄を余儀なくされた。かくして、フランスはラオスにおいてもまた、中国南部の雲南地方と国境を接することになったが、メコン河の遡行が当初フランス人の予想したより遙かに困難であることが判明したため、ラオス經由の通路はほとんど開発されず、このためラオスと雲南との間の国境地帯は従来アンナンにおけるほど重要な問題を惹き起さなかつた。

二 国境画定の経緯

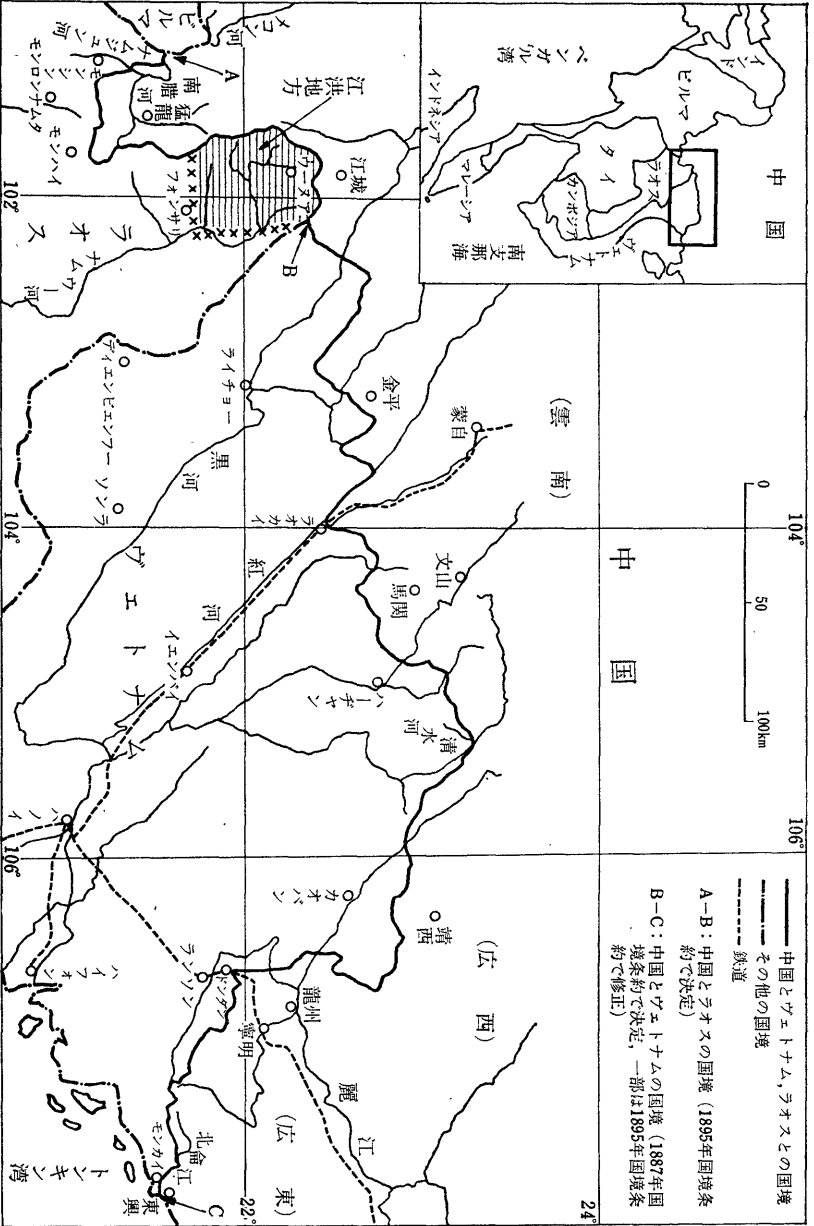
天津における李・フールニエ条約調印の直前、西太后は李鴻章に対し、「アンナンに対する清国の主権を譲るなかれ、撤兵せず、又賠償に応ずるなかれ」と訓電を發していたのであるが、フランスの強硬な態度の前に李は訓令に反する条約に調印せざるをえなかつた。この北京主戦派と天津主和派の不一致が、再び重大な事件を捲き起した。すなわち、李・フールニエ条約に約定されたトンキン地方の清国軍撤退は、その訓令が現地に伝達されず、そのため一八八四年六月諒山(ラソン)に向つた仏軍と清国守備軍の衝突が起り、仏軍は死傷者九十を出して敗退した。

事件を重視した仏政府は、最後通牒を以つて李・フールニエ条約の即時実施と二億五千万フランの賠償金を要求した。交渉の続行中も各地で軍事的衝突が起り、両国は遂に戦争状態に入つた。戦いは一進一退を繰り返したが、漸やく翌一八八五年四月双方に厭戦の気漲り休戦協定が成立し、先に柔弱外交の非難を浴びて退けられていた李鴻章が再び全権を授けられ、同年六月九日仏清間の平和、友好および通商に関する天津条約(20)（李・パトノートル条約 [Li-Patenôtre Convention]）が調印された。その大要は、(一)フランスはアンナンにおける浮浪の徒を、また清国はトンキン接壤諸州の団隊をそれぞれ分散放逐する

が、いかなる場合にも兩國はその国境を越えることを許されない(第一条)、(二)清国は、仏アンナン間の現在および将来の条約協定を尊重する(第二条)、(三)本条約調印後六ヵ月以内に兩國は各員を派し、清国とトンキン間の国境を詳細に画定する(第三条)、(四)清国およびトンキン間に陸路貿易を開始する、その交易地点は老開と諒山の北方の清国国境上の二箇所とする(第五条)、等であつた。

本条約は、先に李・フールニエ間に締結された条約を基礎としたものであるが、これにより長年にわたる仏清間のアンナン保護権をめぐる紛争に終止符がうたれ、ここにアンナン王国に対するフランスの保護権は全く確立された。トンキンに対するフランスの保護権が確立され、且つトンキンと中国雲南地方間の通商交易が約された結果、兩國にとつて国境を画定することが緊急事となつた。天津条約第三条に従う中仏国境の共同画定のため、中仏兩國は直ちに各員を派し、雲南、広東、広西三省とトンキン境界の共同画定を行つた。兩國国境は五段に分けられたが、二段については問題なく、残り三段について兩國国境画定委員による詳細な現地共同画定が行なわれ、ここにトンキン湾から黒河に至る一二八〇杆の国境線について一八八七年六月二十六日清越国境条約の成立をみた。⁽²⁾ 同条約第三項は、「広東省の芒街^{モンカイ}以東及北西一帯は中国に属す。海中各島は兩國勘界大臣画く処の紅線により、南に向つて此の線を延長すれば、茶古社東辺山頂の線を過る。以東は中国に属し、以西海中九頭山及各小島は越南に属す」とし、また第四項、第五項により、滇越(雲南・越南間)国境第二段と第五段の未定地が画定され、界碑の建立が行われた。

右条約締結によつて、中仏国境は一応の解決をみたのであるが、そのごフランス側は、界石会立の際原線の符合しないことを理由に修正を要求していたが、更に一八九三年十月の仏シアム条約により、フランスがラオスの保護権を獲得した結果、従来未画定であつた雲南地方とラオス間の国境も画定することが必要となつたため、一八九五年六月二十日前記国境条約の追加条約⁽²⁾が、フランスに有利となるよう修正締結された。特にその第三条が、黒河と南馬河の合流点よりメコン河(湄江)



中国と東南アジア諸國の国境問題

に至るラオス国境の未画定地の画定に当つて、上部メコン河東岸の江洪地方カヤンカをフランス側に与えることとしたため、一八九四年の中英国境条約第五条(英国の承諾なくして同地方を他国に譲渡しないことを約した)と抵触し、英国の嚴重な抗議を受け、英国にも他の報償を与えねばならぬ結果を招いた。中国側が、このように大幅な譲歩をフランスに与えた背景には、同年四月の下関講和条約に対して行われた日本に対する独仏露三国の干渉とその結果たる同年五月の遼東還附に際して果した尺力に対する報酬をフランスが強く要求したことがあつた。⁽²³⁾

三評 価

前記二条約によつて中国と仏領インドシナの国境は確定した。中国はヴェトナムに対する宗主権を失い、失地もまた決して少なくはなかつたけれども、後述のごとく中緬国境の紛糾が長く解決をみなかつたのに比べると、その得失は明らかである。歴史的、地理的に比較的境界が明らかであつたことと共に、フランスの主要目的が、辺境の得失よりも商業的利益の増大にあつたことが、国境問題の解決を容易にした重要な原因であつた。⁽²⁶⁾

すでに明らかにしてきたごとく、フランスの東方経略は一八世紀に始まる。印度を英国に失つた代償をインドシナの地に求めたのであり、(一)インドシナ地方を領有し、(二)この地を根拠地として、中国西南部を自国の勢力範囲に入れ、その通商開港の利益を独占する、ことを目的とするものであつた。一八八五年フランスのヴェトナム支配が確立され、翌八六年英国のビルマ領有成るに及んで、中国西南地方における利益の独占を企図する英仏兩國の利害は完全に衝突した。一八九六年一月の英仏協定⁽²⁷⁾第四条が、「英仏兩國は各々一八九四年中英条約、一八九五年中仏条約規定の通商条規により、兩國が雲南、四川兩省において享有する特権および将来獲得すべき特権は、之を共同享受し、相互扶助して進行すべきことを承認する」と規定したのは、兩者の衝突を避けようとする努力の現われであつた。しかしながらこの共同政策の表明も名ばかりで、英仏

はそれぞれ独自の方法により中国西南部への浸透を計つた。結果において常にフランスが先行した原因は、英国が政治的支配を第一に、商業的利益は次に來たるべきものとしたのに対して、フランスは經濟的利益を常に政治的支配に先行せしめたことにもよる。この差が、国境問題の解決に際しても、フランスの態度をより柔軟性に富むものとしたのであつた。

さてヴェトナムの東京地方と中国の広東、広西、雲南三省は東のトンキン灣から西は黒河に至る全長約一二八〇軒の国境線を有する。海岸線から次第に起伏に富んだゆるやかな山脈に移り、標高約二千米の西端ラオスとの国境交点に至るが、ピルマあるいはインド方面の国境地帯と異なり人口密度は比較的高く、一平方軒当り一人から五〇人程度の少数民族が国境地帯に居住している。一二八〇軒中約八一〇軒は分水界に従い、約三五〇軒は河川をもつて国境とする。人工的境界を画定したのは一〇〇軒余に過ぎない。河川を除く約九三〇軒の国境線に沿つて約二八五本の界石が建立されている。

一八九五年以來今日まで、中仏間あるいは中越間に国境問題が起つたことはなく、一九三五年五月十六日の中仏南京条約が、インドシナと南中国三省すなわち雲南、広西、広東との間の従來の通商条約に大改正を加えた際にも国境問題が全く提起されなかつたこと、また一九四九年の中共政權成立後今日に至るまでヴェトナムとの間に国境問題が生じていないことからして、兩國の現国境は國際的に承認され、かつ安定したものである。

ラオスと雲南省の国境は東の黒河から西のメコン河に至るまで約四二〇軒で、東經一〇一度一三分、北緯二一度二四分の点でナンジュン河 (Nan-jun Ho) を横断する外はすべて北東から南西に走る平均一五〇〇米の雲南高原の分水界に沿つてゐる。国境地帯には少数民族が居住するが人口密度は余り高くない。かれらはごく最近に至るまでラオス、中国兩文明の影響はほとんど受けずもつとも孤立した生活を送つてきたのである。一九世紀末フランスの植民政策の影響で漸やく注目を浴びるようになり、一八九五年条約で始めて近代的国境が中国との間に画定され一部には界石も建てられた。爾來今日まで国境問題が提起されたことはなく、その国境は一応國際的承認をうけたものといえようが、その安定性については多少の疑惑があ

る。その第一の理由は、一九四九年ラオスの独立以来、左、右、中立派いりみだれての内戦が続ぎ、特に中国との国境地帯は大部分左派パテトラオ軍の支配下にあり、中央政府の権威の及んだことがないことである。⁽²⁸⁾ 第二の理由は、ラオス西北部がかつての中国領江洪地方であり、フランスが一八九五年条約で強引に割譲せしめた地だという点にある。ラオス今後の政治的發展如何によつては再び中国との間に国境問題が生じる可能性をはらんでいるといえよう。

(1) 唐高宗の時代に、交州都督府は安南都護府と改められた。安南の名はここに始まるが、それは「南は安し」すなわち中国の勢力が全く確立されたことを意味した。一八〇二年阮福映は全安南の統一を終え、国名を再び越南と改めた。彼の旧領越裳の地と、新しく統一した安南の地を併せて、越南としたのである。

(2) 歴史的にみて中国の政策は、外部世界と自国間に中立地帯としての緩衝国をおき、もつて直接の危険が自国に及ぶのを防いでいた。このような緩衝国は、中国と宋主国対臣属国の関係におかれたが、それは西欧的感覚における保護国対被保護国の関係とは異なる。中国は藩属国の内政には全く干渉せず、また経済的搾取も行なわなかつた。通常要求されるのは、一定時期における遣使入貢、新王即位の際中国の承認をうけることのみであつた。

琉球は三年一貢の朝貢を一八七五年まで続けた。朝鮮は四年一貢を一八九四年まで、ネパールは五年一貢を一七九〇年から一八八二年まで続けた。ビルマは十年一貢を続け、その最後は一八九五年であつた。シアムは三年一貢であつたが、一八八二年以降それを拒絶した。アンナンは四年一貢、ラオスも十年一貢を久しく続けてきた。See Hessa Ballou Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, Vol. II, London, 1918, pp. 340-341.

(3) 張鳳岐著「種村保三郎訳『雲南国境紛争史』一七一—一八頁。

(4) 中国とヴェトナムの歴史的背景については、『同上四—一〇頁』あるいは『D.G.E. Hall: A History of South-East Asia, London, 1958, pp. 169-175』を、また一八〇二年越南王国成立時の清・越関係については、『鈴木中正「清・越南(ベトナム)関係の成立」愛知大学文学論叢、三三・三四併号』に詳し。

(5) 全十条からなる本条約によつてアンナン王の得る利益は、(1)旧領地を回復するためフランスの援助をうること、(2)砲兵、歩兵、軍艦、武器をフランスから借り入れること、であり、他方フランスの得る利益は、(1)ツーロンおよびコンドール島をアンナンから割譲されること、(2)フランス人は、アンナン領土内において来住居住の自由を有し、且つアンナンにおける商業の独占権を与えること、等であつた。本条約はフランス国内に大革命勃発せるため遂に実行されなかつたけれども、フランスのアンナン侵略の端緒を開いたものであり、当時のフランスの意図を知る上にも重要である。条文は、外務省条約局「英、米、仏、露ノ各国及支那国間の条約」(大正十三年)、一二七七—一二八一頁。

- (6) T・E・エンニス著、大岩誠訳「印度支那―フランスの政策とその発展」三一頁（年数は邦訳書のままを引用）。
- (7) 前掲外務省条約局、二二八―二二八八頁。戦争が長引いた一因は、途中アロー号事件に原因する仏清間の戦争があり、仏軍がそれに向かしたことにある。
- (8) *Text of Treaty in State Papers*, 57, pp. 1340-1342.
- (9) フランスとインドシナ諸国の関係については、『前掲エンニス、三二―三七三頁』、『Morse, op. cit., 340-367.』あるいは『英修道「東洋外交史」一〇九―一二三頁』など参照。
- (10) 黒旗党は太平天国の乱で戦功あつた劉永福なる者を領袖とする一団体で、その指揮する黒旗軍は大部分太平天国の殘党を採用したものであつた。かれらは中国の正規軍ではなかつたが、トンキンの奥地老開オウカイを本拠として広西、雲南の国境地方において勢威を振るひ、中国の權威を保つに貢献してゐた。
- (11) 前掲外務省条約局、二二八―二三〇二頁。
- (12) Morse, op. cit., p. 345.
- (13) 東亞同文会編纂「東亞關係特殊条約彙纂」二九一頁。
- (14) Morse, op. cit., p. 347.
- (15) 前掲東亞同文会、三〇三―三〇七頁。本条約を確認する目的のため、翌一八八四年六月六日、第二次ユエ条約（パトノートル条約）が調印された。同上三一―三二五頁。
- (16) 前掲外務省条約局、一四八〇―一四八二頁。
- (17) ラオスの略史については、『Hall, op. cit., pp. 207-215, pp. 376-385, and pp. 591-612.』参照。
- (18) *Text of Treaty in State Papers*, 87, pp. 187-188.
- (19) 李・フルニエ会谈で撤退期日が約定されたかどうかについては意見がわかれてゐる。『前掲張鳳岐、三五一―四五頁』、および『Morse, op. cit., p. 354.』を参照。
- (20) 前掲外務省条約局、一四八三―一四九〇頁。
- (21) 同上、一四九八―一五〇二頁。
- (22) 同上、一五〇二―一五〇六頁。なお同時に締結された通商条約第一条は、「国境警察を確保するために仏政府は広東省国境における芒街と相對する東興街に領事階級の役員をおく権利を有する。清国及安南国境界の共同警察を実施すべき条件は、仏清両国官憲の取極により今後の規則を以て之を定める」と規定した。国境警察については、『葛綏成編著「中國近代辺疆沿革考」二六一―二六八頁』あるいは、『John V. A. MacMurray, *Treaties and Agreements with and concerning China, 1894-1919*, Vol. I, pp. 32-35』を参照。

- (23) 前掲張鳳岐、一五五頁。
- (24) 前掲葛綏成、二六一頁。
- (25) 約一〇世紀間にわたる断続的な支配をうけたのち、九三九年の呉権の乱により中国の勢力は排除され、再び元朝の支配をうけるまで大越王国は約十三世紀にわたつて独立を保持した。この間の中越兩國の国境はほぼ現在の線であつたといわれ、この国境線が長い歴史的洗礼をうけてきたものであることが判る。(See U.S. Dept. of State: *International Boundary Study: China-Vietnam Boundary*, (No. 38), p. 3.)
- (26) 一八八七年国境条約の締結に際して、両広とトンキン間境界地の帰属をめぐり兩國委員の間で重要な対立が起つたとき、当時の仏駐華公使コンスタンは、「もし中国側が通商上の点で便宜を与えるならば、フランス側は境界問題で譲歩の用意がある」と提案し、事態を収拾した。通商・商業上の利益の優先、これが兩國間の交渉に當つて一貫したフランス側の政策であつたといえる(前掲張鳳岐、一五三—一五四頁参照)。
- (27) 前掲東亞同文会、三六六—三六八頁。
- (28) 中国特に中共政権下に入つての中国とラオスの関係については、《松本三郎「ラオス政治史と中国の外交政策——中立主義の苦悩(法学研究第三九卷七、八号)》に詳し。

中国・ビルマ国境問題

一 歴史的背景

ロシアおよびポーランドを席巻した蒙古軍は、次第に南進し、一二五三年には中国とビルマ間の緩衝地帯となつていた南詔国(雲南)を併合した。次いで一二七一年、雲南の太守は忽必烈クビライの命を受け、当時ビルマを支配していたパガン王朝に対し朝貢を要求してきたが、ナラ・ティハ・パテ(Nara Thihapate)王はこれを拒絶し、以来ビルマ北部の支配権をめぐつて、中国とビルマの諸王朝の間で争いが繰返されてきた⁽¹⁾。

しかし、一九世紀末に英国が北ビルマに勢力を確立するに及んで、国境紛争は英国と清朝中国の手に移つた。すなわち、第一次英緬戦争(一八二四—一八二六)の結果、ビルマ王朝よりアッサム、アラカンおよびテナセリムの三地方の割譲を受け、ビルマ統治の第一歩を踏み出した英国は、第二次英緬戦争(一八五二、三年)によつてペグー地方一帯を併合、南ビルマ

における勢力を確立したが、さらに一八八五年の第三次英緬戦争の結果、マンドレー、パーモ（八莫）など北ビルマの要地を占領、国王を捕え、翌一八八六年一月一日正式にビルマ王国の併合を宣言した。

英国が南ビルマを併合した時には抗議しなかつた中国も、この宗主国の完全喪失を見過ごすわけにはゆかなかつた。駐英公使曾紀沢は、ビルマが古来中国への朝貢国である所以をのべて、ソールズベリー外相に嚴重抗議した。しかし、中国はすでにアンナンに対する宗主権を放棄した後のことでもあり、この英国のビルマ併合に対する抗議の根拠も弱く、結局その主張は容れられなかつた。このように、強力な近代国家である英国の支配が北ビルマに確立されるに及んで、中国とビルマの国境問題および通商問題ももはや従来のごとく曖昧にしておくことはできなくなつた。⁽³⁾

このような背景のもとに結ばれたのが一八八六年七月二十四日の中英ビルマ条約であり、その條款は次のごときものであつた。⁽⁴⁾

第一条 十年毎に使節を派し地方の物産を贈呈することは、ビルマの慣例であつたことを考え、英国はビルマ最高当局がその常例の十年使節を派遣することに同意する。使節の一行はビルマ人でなければならぬ。⁽⁵⁾

第二条 中国は、英国が現在ビルマにおいて行いつつある主権および統治に関連する一切の事項につき、英国が適宜且つ正当と認める一切の措置を自由にとりうることに同意する。

第三条 ビルマと中国間の疆域は、境界画定委員会によつて事を画定する。国境貿易の条件は、国境通商条約によつて之を定める。兩國は、中国およびビルマ間の通商を保護奨励することに同意する。

第四条 (英国のチベットへの使節派遣中止) および第五条は省略。

第一条の規定は、英国がビルマの中国への名目上の定期入貢を認めたものであるが、中国は第二条によつて、イギリスのビルマにおける一切の政権を承認し、以後ビルマに関する中国の発言は全く封じられることになつた。第三条は、境界画定委員会による国境画定を約したものであり、ここに爾来七十余年にわたる中緬国境をめぐる紛争と交渉の歴史が始まるのである。

ある。

この一八八六年条約第三条に基づく中英兩國の交渉は一八九〇年から始まり、駐英公使薛福成は、北ビルマの要地バーモ以北の地においてはイラワジ河をもつて国境となすことを極力主張し、且つ、イラワジ河上流のカチン族居住地区は長く中国の属地であつたことを挙げ、その分割を要求したが、ローズベリー (Lord Rosebery) 外務卿はこれを頑として拒絶したため交渉は難航し、四年後漸やく比較的問題の少なかつた北緯二十五度三十五分以南の地のみを対象とする境界及通商条約がロンドンで締結されるに至つた。一八九四年三月に成立した全二十カ条からなるこの中英ビルマ統約は、大要次のごときものであつた。⁽⁶⁾

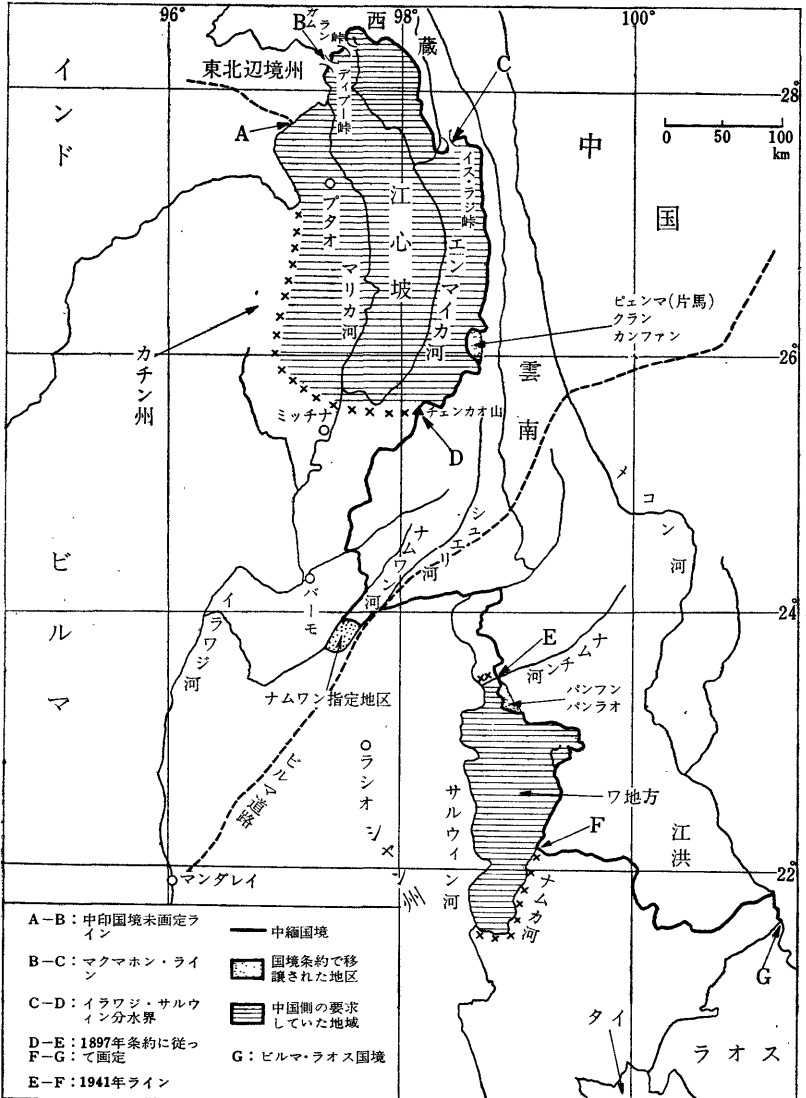
一、北緯二十五度三十五分、東経九十八度十四分、すなわちチェンカオ (尖高) 山より南西に進み、北緯約二十三度五十五分のナムワ
ン (南碗) 河で南東に転向、その北緯二十三度五十二分、東経九十八度七分の高嶺、北緯二十一度二十七分、東経百度十二分の地点を
経てメコン河岸に至る間を兩國境界とする (第一、第二、第三条)。

二、北緯二十五度三十五分以上の北の国境は、将来該地の情況判明をまつて界線を議定する (第四条)。

さらに一八九七年二月、英国に有利に九四年統約の改定が行なわれ、とくに修正条約第二条は、「中国はナムワン、シェ
ウエリ (瑞麗) 両河の合流地点附近の三角地帯を英国に永久に租与し、その管轄下におくことを承認する」と規定した。同
条約第六条に従つて、一八九七条から一九〇〇年にかけて兩國国境委員によるチェンカオ山以南国境地帯の実地踏査が行な
われ、その結果ナムチン (南丁) 河とナムカ (南板) 河間約三二〇軒を除いては、兩國委員の合意に基づく現地画定が完了
した。

以上要約するに、中緬国境は北から南に向つて四段に分けて考えることができる。第一段は西康、^{チベット}西蔵に発し、チェンカ
オ山に至る未定国境で、一八九四年統約、九七年修正条約とともに第四条で、調査不充分を理由にその審議を将来に託して

中国と東南アジア諸国の国境問題



いた。第二段はチェンカオ山より南方ナムチン河に至る既定国境、第三段はナムチン河よりナムカ河に至る未定国境、第四段はナムカ河より、ラオス国境に至る既定国境である。その第一段の未定国境のうち、西康、西藏とビルマの国境部分については、その一九一四年のシムラ協定にもとづくいわゆるマクマホン・ラインによつて一応画定をみたので、エンマイカ（恩梅開）、サルウィン（薩爾溫）両河の分水界を以つて国境線とするか否かで意見の一致をみない第一段の残部（雲南・ビルマ境界）と、帰属不明の地をめぐつて両者の間に大きな意見の相違がある第三段が未画定のまま残されることになつた。

このうち特に重要なものは、もとよりチェンカオ山以北の第一段未定界問題であつた。この一段の未定界は、北は中国の西康、西藏に接し、南は北ビルマの要衝ミツチナ（密支那）に至る広大な領域で、今日のカチン州の大半に当る。この地の重要性に着目した英国は、一八九〇年以後この地方を探検調査し、勢力の浸透に努めた結果、辺境地区における中国官憲との衝突が頻発するに至つた。⁽⁹⁾一九〇〇年に始まるピエンマ（片馬）問題あるいは江心坡問題はその代表的なものである。⁽¹⁰⁾しかしながら、義和団事変に悩む中国政府は、この辺境問題に力をさく余裕は全くなく、英国が逐次その支配権を北ビルマに確立していくのを徒らに見過ごすの止むなきにあつた。かくして一九一四年頃までには、チェンカオ山以北の中緬国境は、中国側はそれを承認しなかつたけれども実質的には、英国の主張するエンマイカ、サルウィン両河の分水界に沿つて形成され、長く中国、ビルマ間の緩衝地帯となつていたこの地域は不完全ながら次第に英国の勢力圏の中に入つていつたのである。

さて第三段の未定地域は、ワ地方にある。一八九四、九七年条約作成の頃、中英兩國ともこの地域について熟知せず、作成した条文と附図が不明確であつたため、両国国境画定委員の間に大きな意見の食違を生じ、一九二〇年代に至るもなお解決をみなかつた。⁽¹¹⁾一九三四年ビルマ政府の探検隊が、ワ地方の国境を越えたことに対して中国側が抗議し、国際連盟に提訴した。連盟は、翌一九三五年スイスのイセリン大佐（Colonel Iselin）を委員長とする調査委員会を設け、「一八九七年条約

第三条第三項および第四項に述べられた国境線を現地で確認、決定し、且つ地図を作成すること⁽¹²⁾を命じた。一九三七年四月イセリン委員会は、報告書と地図の作成を終えたが、英中兩國政府がともに不満を表明するうちに日中戦争が勃発して解決は将来に持越された。

しかしながら、対日戦での協力関係から醸成された友好的条件を背景に⁽¹³⁾、一九四一年六月中英兩國政府間にかわされた交換公文は、「一八九七年条約第三条第三項および第四項記載の国境線に代る新しい国境線に兩國政府は同意する⁽¹⁴⁾」として、先にイセリン委員会が作成した国境画定に関する詳細な記述と地図を附し、さらに第三の交換公文は、ルファン(炉房)山脈東面における鉱山業に中国が参加しうる権利を認めた。しかし、対日戦争の激化のため、この協定に基づく境界画定の仕事を実行することはできず、結局は戦後に持ちこされることになった。

二 第二次大戦後の国境紛争とその解決

このようにして、一八八六年以降中緬国境を明確にするため中英間に幾つかの国境協定が成立し、また一部では現実に国境の画定が行なわれてきたが、中国側は当初からこれらの協定を不満とし、とくにチェンカオ山以北の未定国境地帯にあるミツチナ、バーモ両地方では、一九四二年から四六年にかけても中国軍による越境がしばしば報じられた。中国側は、ビルマ独立の直前(一九四七年十二月)にも、ミツチナ地方およびワ地方の約二〇万平方呎の地を中国領として要求していた⁽¹⁵⁾。

一九四八年一月の独立によつて、英国からすべての権限を継承したビルマ政府の当局者たちは、このような中国側の態度からして中緬国境を明確に確定することの緊要なことを痛感していたので、一九四九年十月中共政権が成立すると直ちに中緬国境問題の解決を提案したが、当時国内問題に忙しかつた中共政府は、適当なる時期まで交渉を延期したい旨回答してき⁽¹⁶⁾た。

一九五三年、ビルマ国境地帯に逃走し、そこに定着していた国府軍を掃討中のビルマ軍は、ビルマ領内のワ地方に中共軍を発見し、直ちに中共政府に注意を喚起したが、未解決のまま一九五五年ふたび同じ場所でも中共軍とビルマ軍の衝突が起つた。ビルマ側は、一九四一年ラインの遵守を北京に求めたが、中共政府は、当時抗日戦遂行中の中国への唯一の補給線であつたビルマ道路閉鎖の脅迫の下に英国の強制した一九四一年ラインを無条件に承認することはできないと回答した。

中国との国境問題交渉に当つてビルマ側がとつてきた基本的態度は、「ビルマは独立によつて、従来英国が領有した地域を継承する」という点にある。一九四七年十月に調印された英緬独立条約において、ビルマは、英国が過去に締結したビルマに関する国際協定に基く権利義務を一切継承することとなつた。また、ビルマ憲法は、ビルマの領域は、従来ビルマ総督を通じて英国国王が統治した地域とする旨を定めている。かくして、ビルマは中国との交渉に当つては、英中間の国境に関する約定に準拠し、英国時代よりビルマ領として統治された地域を自国領域として主張し、また国境画定に当つては、「分水界の原則」を採用し、図上画定を先決条件とすることを主張してきた。

これに対して中国側はまず、従来の国境諸条約の歴史的背景を取り上げ、「過去において帝国主義、植民地主義が弱小国に対し、一方的に押しつけた国境は承認できない。かかる非合理は、かつて帝国主義、植民地主義のため苦しめられた国民ならば、容易に理解しうるはずである」との立場より、国境画定に当つては、国境条約のほか、あらゆる史的資料に基き、また実地調査の上、「伝統的慣習線」に従つて定めらるべきであると主張してきた。⁽¹⁷⁾

このような双方の基本的立場に従つて、一九五三年から五六年にかけて、両国政府の間で行なわれていた交渉は、国民に秘密にされていたが、⁽¹⁸⁾一九五三年から五五年にかけて刊行された中共政府の地図が、アッサムやカシミールの老大な地域とともに、ビルマ北東部および北部のかなりの土地を中共領として示していたこと、とくに一九五六年七月末ビルマの代表の英字新聞ネーション紙が、中共軍の侵入がビルマ北部のカチン州で大規模に起つていることを報じるに及んで世論は騒然

(19)
としてきた。

一九五六年十月、このような国民の不安を背景に北京に赴いたウ・ヌー前首相に、周恩来首相を代表とする中国側は、「一括取引」(package deal)とそのご呼ばれるようになった妥協案を提示した。それは、(1)中共政府は、一九四一年ラインを認める用意がある、(2)北緯二十五度三十五分以北の国境については、それがエンマイカ、サルウィン両河の分水界に沿つてあるべきこと、ただしピエンマ等三地区は中国領とする、(3)チベットとの国境については、伝統的慣習線(いわゆるマクマホン・ライン)を認める、(4)ナムワン指定地区がビルマにとつて重要なことを認めるが、その租借は廃棄されねばならない、というものであつた。(20)

そのご両者の間で、ピエンマ等三地区の中国側に譲渡される面積(中国側は約四八〇平方浬、ビルマ側は約一四〇平方浬をそれぞれ主張)について、あるいはナムワン指定地区のビルマへの譲渡をビルマ側のように無条件に行なうか、または中国側の主張するように他の地区との交換によつて行なうか等について意見が交わされてきたが、ビルマ国内の政治的危機もあつて未解決のまま一九五九年に入つた。政治的危機を救うため一九五八年九月成立したネ・ウィン軍事政権は、国境問題の早期解決を決意し、同年六月北京との交渉を再開したが、両国政府の熱意と国際環境にも恵まれて、翌六〇年一月ついに両国の間に完全な合意の成立をみるに至つたのである。

一九六〇年一月二十八日、北京において中国とビルマ両国政府間に、「国境問題に関する協定」(21)および「友好相互不可侵条約」が締結せられ、両国を代表して周恩来、ネ・ウィン両国首相がこれに調印した。

さて、この国境協定第二条は、両国の国境関係について大要次のように規定した。

一、チエンカオ山から中国、ビルマ国境の西端に至る全未画定線は、北ビルマのカチン州におけるピエンマ、クラン(古浪)、カンファ
ン(崗房)の三地区を除いて、伝統的慣習線を境界とする。

二、ビルマ政府は、右のピェンマ、クラン、カンファンの三地区を中国に返還することに同意する。これらの地区の面積については、ビルマ、中国两国政府が一九五七年二月四日および同年七月二十六日に行なつた提案に基づいて画定する。

三、ビルマが中国から永久租借の關係にあつたナムワン指定地区を、中国はビルマに引渡し、ビルマ領土の一部とすることに同意する。これと交換に、ビルマ政府は、一九四一年ライン西部のワ地方のベンフン(班洪)、ベンラオ(班老)族居住地区を中国領とすることに同意する。各地区の面積については、中国、ビルマ两国政府が一九五七年七月二十六日および一九五九年六月四日に行なつた提案に従う。

四、右に述べられた修正を除いては、一九四二年六月十八日の两国政府間交換公文によつて定められたワ地区と中国の境界を以つて两国国境とする。

この協定によつて、中国側はカチン州の三地区とシャン州ワ地方の一部を領有することになつたが、しかし中国が従来約二〇万平方料にも及ぶ要求をしてきたことから考えればかなりの譲歩であり、カチン州の三地区と交換にチェンカオ山以北の全国境にその主張する分水界の原則を實質上適用せしめたこと、ワ地方の一部を中国側に譲る代りに、それを除く一九四一年ラインを承認せしめ、且つ本来租借地であつたナムワン指定地区をえたこと、一九四一年交換公文で中国側がえていたルファン山脈東面における鉞山利権を中共政府が放棄したことなどからして、この協定はむしろビルマにとつて満足すべきものといえた。

さて、この国境協定第一条は、上述の第二条の国境問題に関する各項の具体的問題を討議解決し、国境調査および境界標識を立てる仕事を行ない、国境条約を起草するため合同委員会を設置することを規定した。これに基づいて、同年六月二十七日、中緬双方同人数によつて構成される合同委員会が設けられた。この合同委員会は、多くの困難を克服して(カチン州ピェンマ等三地区は一四四平方料、シャン州ワ地区は一八〇平方料、ナムワン指定地区は二二〇平方料とそれぞれ決定された)十月までに与えられた任務を完了し、条約草案の起草と条約附図の任務を終つたので、これに基づき、中国の国慶節を選んで十月一日に、全十二条から成る「中国・ビルマ国境条約」⁽²²⁾の調印式が北京で行なわれ、次いでビルマ独立十三周年に当る翌一九六一

年一月四日には、その批准書の交換がラングーンにおいて、周恩来、ウ・ヌー両首相の間で行なわれた。同年六月四日条約規定の実施が行なわれ、ワ地方の一部とピエンマ等三地区は中国領に、ナムワン指定地区はビルマ領に正式に編入された。また両国国境画定班は、現在中印両国間でその帰属の争われているインドの東北辺境州と接するビルマ西北部を除く全国境において、今回画定された国境線に沿つて三百本の国境標識をたて終つた。同年十月十三日、両国首相は北京において、中国・ビルマ国境議定書に調印し、長年両国を苦しめてきたこの歴史的課題の最終的解決が告げられた。

先に国境協定と同時に調印された中国・ビルマ友好相互不可侵条約についてであるが、この条約の主たる内容は次のようなものである⁽²⁴⁾。(全六条)。

第一条 締約国双方は、相互の独立、主権および領土の保全を承認し、これを尊重する。

第二条 締約国双方の間に、永久的平和と親密な交友関係の存続することを期待し、双方は、平和的交渉によつて双方の間の一切の紛争を解決し、武力に訴えない。

第三条 締約国双方は相互不可侵を保障し、相手国を対象とする軍事同盟に参加しない。

第四条 締約国双方は友好協力の精神に基づき平等互恵と相互内政干渉の原則に照らし、両国間の経済、文化の連繫を強化発展させることを誓う。

周知のごとく、中共政府がこれ以前に結んだ条約には中ソ友好同盟条約があり、これがその対外政策の基調となつていたことは明らかであるが、その他には僅かに東独、チェコとの間に友好協力条約が結ばれているに過ぎない。アジア・アフリカ諸国との関係をみて、同じ共産主義国である外蒙、北鮮、北ヴェトナムとの間に協定、宣言程度のものがあり、またインドネシアとの間に国籍条約、ネパール、イエーメンとの間に友好条約があるのみであつた。ところが、国内における共産勢力の弱体な中立主義国ビルマとの間に、中共が率先して右のような友好不可侵条約を結び、とくに第三条に見られるように、従来の平和五原則ないしは平和十原則の定式化以上のものをこれに盛り込んだことは、中共の中立主義諸国に対する新ら

しい積極的外交の開始として世界の注目を浴びた。また「相手国を対象とする軍事同盟に参加しない」ことを相互に約束することにより、ビルマはその非同盟政策を条約上確認した形になり、その将来の外交路線に重要な影響を与えることになった。

三 評 価

以上のように中国とビルマ両国間の全長二千二百軒に及ぶ国境問題は全く解決し、さらに友好相互不可侵条約が締結されたのであるが、これらの外交交渉において、中共政府の示した妥協的態度は注目するに足るものであつた。従来とかく高姿勢をとつてきた中国側を軟化せしめ国境問題の早期解決を求めさせた最大の原因は、中共のインドに対する牽制にあつたといわれる。中国南部の国境地帯は、従来いづれも明確な国境線を有せず、中共政府はパキスタン、インド、ネパール、ビルマ等諸国と国境問題の解決に迫られていたが、比較的問題の少ないビルマ、ネパール等と早期に解決することによつても、つとも重要且つ深刻な国境紛争を続けている当面の敵インドに心理的圧迫を加えようとしたからである。

ビルマとの国境問題解決に當つて中共政府が、英国の帝国主義的政策の象徴とみるマクマホン・ラインという言葉を使い、且つ「分水界の原則」を持ち出すことを極度に避け、それに代つて専ら「伝統的慣習線」という言葉を使用してきたことは注目されねばならない。なお中共政府は、インドと系争中の東北辺境州と関連するため、中緬国境の最西端の部分は明示せず、一九六〇年十月の国境条約第七条第六項でも、「……ガムラン峠を通つて中緬国境の最西端に至る」と規定し、最終的には中印国境問題の解決をまつて決定する態度を示しているが、おそらくは、マクマホン・ライン上の中国、インド、ビルマ三国国境の接点、すなわちディブリー峠がそれに當るであろうと考えられる。

また同時に結ばれた前述の不可侵条約によつて、中立主義国ビルマが将来右傾化して反共陣営に加わることにブレーキをかけたことの意義は大きい。また同条約第四条の経済協力についての印として、一九六一年一月九日両国経済技術協力協定

が調印され、中共はビルマに八〇〇〇万ドルの借款を与え、国境問題の解決によつて醸成された非常な友好関係をますます増大させたが、国境問題の解決を契機に、ビルマを突破口として東南アジアの中立主義国との友好関係を増大しようとする中共の外交政策は、少なくともビルマに関する限りは当時大きな成功を取めたといえよう。

一方ビルマ政府が、中国との国境紛争の早期解決を望んだのは当然であつた。伝統的にビルマの国家的安全と統一に対する第一の脅威は北方の巨大国中国との関係であり、第二はその国内辺境諸州の問題である。不安定な国境を中共との間に有することは、その侵略の危険に絶えず脅かされていることを意味し、中央政府の統制に反抗的な辺境諸州に断乎たる政策を遂行する妨げにもなると考えられたからである。国家的安全と統一にともに敏感なネ・ウインの軍事政権が、中国との国境問題の早期妥結にふみ切つたのには理由があつたのである。もとより、カチン州ピエンマ地区等の中国への譲渡には、ビルマ国内とくにカチン州において相当激しい抵抗があつたが、全ビルマの利益のためにとり大義名分のもとに国論の統一が計られた。かくして、英国が、中国とビルマ間の歴史的緩衝地となつていた地域を併合し、その外に国境を画定しようとしたことに始まる中国とビルマ間の国境問題は、一八八六年の中英ビルマ条約に端を発し、そのご一八九四年の中英ビルマ続約、一八九七年の中英ビルマ修正続約、一九一四年のシムラ協定、一九四一年の交換公文等長い迂余曲折を経て一九六〇年一月の中緬国境協定に到達し、さらに一九六〇年十月の中緬国境条約と一九六一年十月の中緬国境議定書によつて、完全に解決されたのである。台湾にある国民政府は、中緬国境問題はなお未解決との態度をとつており、そのため同政権を支持するアメリカ政府も公式には未解決との立場をとつているが、中国大陸に実効的政権を確立してきた中共政府とビルマ政府間に締結された前記諸条約は、国際的に有効なものといふべきで、従つて中国とビルマ間の国境問題は今や全く解決されたとみるべきであらう。

(1) 一三世紀末の元朝とパガン王朝間の争いと、一八世紀後半の清朝とアラウン・バヤ王朝の争いは、その代表的なものであつた。しかし、乾

隆五十五年(一七九〇)清朝の勢力大いに振るうに及んで、ビルマ王は遣使朝貢し、以後十年一貢を続け、光緒十一年(一八八五)のイギリスのビルマ併合時までの状態は続いた(張鳳岐著、種村保三郎訳「雲南国境紛争史」六二頁、*英語*は Hugh Tinker: *Burma's Northeast Borderland Problems, Pacific Affairs, December 1956, pp. 329-33.* 参照)。

(2) イギリスにとつては、ビルマ王朝の征服よりも、ゲリラ化した抵抗者の平定の方が、はるかに困難な仕事となつたが、一八八七年の初めまでにシャン藩王諸国を、一八八九年にチン山地帯を占領し、最北部のカチン族の反抗も一八九三年までにほぼ鎮圧された(外務省調査部「ビルマの統治機構・上巻」九一頁参照)。

(3) イギリスがビルマ経略を急いだ背景には、フランスのヴェトナム攻略があり、このヨーロッパ列強のインドシナ半島における勢力膨脹競争の前に、清朝中国は次々と譲歩を余儀なくされてつた。この間の詳しい事情については《Dorothy Woodman: *The Making of Burma, London 1962, pp. 267-274.*》*英語*は、《前掲張鳳岐、六五―六八頁》を参照。

そもそも全長二二〇〇軒におよぶ中緬国境地帯は、地理的、人種の見地からすれば二区に大別できる。第一区は、ほぼ北緯二十六度以北に当る部分で、延々五千軒に達する大ヒマラヤ山系の最東端に位置し、三千米乃至七千米の高山が屋根を連ねている。北西部は人跡稀で僅かにチベット族が往来するのみであるが、その南東部にはカチン族を中心とするチベット・ビルマ族がかなり居住している。第二区は、ほぼ北緯二十六度以南に当る部分で、居住に適したなだらかな高原、盆地が多く、シャン族等タイ系の諸種族が住んでいる。第二次大戦中、中国救援物資のルートとして有名になつたビルマ道路もこの区を通つている。シャン族やカチン族等高地部族は独立心強く、その歴史の大部分を、中国にもビルマにも実効的支配をうけずに過ぎてきたが、中国南部のチベットや雲南地方に西欧帝國主義諸国の勢力が伸びようとするに當つて、漸やく世間の注目を浴びるに至つたのである。大ヒマラヤ山脈の存在とモンソンのため大きな川が多く、メコン、サルウィーン、イラワジ等が並行してこの地域を流れている。(See U.S. State Department: *International Boundary Study: Burma-China Boundary.* (No. 42), pp. 1-4.)

(4) 清季外交史料卷六七、二七頁、外務省条約局「英、米、仏、露ノ各国及支那国間ノ条約」一七三―一七五頁。

なお、中国は当時、ビルマを以つて己の藩属国と考えていたにもかかわらず、英国の行動に干渉しなかつた理由の一つは、当時清仏兩國が安南で紛争中で、他を顧みる余裕がなかつたことにもよる。また、英国のチベットに対する野心をおそれていた中国政府は、もし英国にして一八七六年の芝罘条約特別條款中で与えられた英国使節のチベット通過権を放棄するならば、ビルマにおいては譲歩してもよい、との空気が強く、それが本条約を急速に妥結せしめた主たる理由であつた。

(5) 英領ビルマは、この約定に従つて一八九五年派員入貢したが、それ以後はこの名義上の入貢関係も中止された。

(6) 前掲外務省条約局、一八四―二〇一頁。

本条約を締結した理由は、前条約の予約を履行したからに外ならないけれども、英国がその利権の拡大を此方面に計り、以つてフランスの中国南部への勢力浸透政策に対抗しようとしたこと、また、江洪地方、孟連地方を中国領としつつも、之を不割讓地としたこと(第五条)は、

それを、仏領安南と国境を接することによつて直ちにフランスと衝突する危険をさけるべき緩衝地とするためであつたことは明らかである。

(7) 同上、二〇一—二〇頁。一八九七年条約による国境修正を明白に示す地図が、《Herstlet's China Treaties, Vol. 1, p. 112》に於て。一八九四年条約が、英国のフランスの南中国経路に対抗する目的を有したことは明らかであるが、一八九五年フランスは、日清戦争の敗北によつて更に弱体化した中国から多くの權益を譲渡せしめ、且つさきに中英間で不割譲を約定された江洪地方の一部をも割取した。英国は直ちにフランスと談判して南中国に対して得たフランスの權益は英国も之に浴しうることを約束し(英仏協商)、一方では中国に対し不割譲の約に背きたるを責め、その賠償として前条約を修正し、更に特権を与えることを迫り、一八九七年二月北京において李鴻章とマクドナルド(Claude Macdonald, Sin)間に十九条からなる李条約を締結してその目的を達したのである(東亜同文会編纂「東亜関係特殊条約彙纂」、一五八一—一五九頁参照)。

(8) いわゆるマクマホン・ラインの経緯については、《Woodman, op. cit., pp. 507-517》あるが、《The Boundary Question between China and Tibet, published in Peking, China, 1940》地図については《外文出版社(北京)「中印境界問題」の附図六二葉》。条約については《International Commission of Jurists(ed.): The Question of Tibet and the Rule of Law, Geneva, 1959. Government of India: Report of the Official of the Government of India and the People's Republic of China on the Boundary Question, 1961》。《南滿鉄道北京公所研究室「英支西藏問題交渉略史」》などを参照。いわゆるマクマホン・ラインが国際法上どの程度有効なものであるかどうかについては、中印国境紛争の際に激しく論議された。無効論については、《入江啓四郎「中印紛争と国際法」(成文堂)》を、条件付有効論については、《松本三郎「中印国境問題」(英修道教授還暦記念論文集・国際政治と外交の諸問題所収)》を参照。その有効性については論が分かれるが、シムラ会議の重要な目的の一つとして、ビルマとアッサムの国境ディブ・峠から、ビルマ、チベット、雲南三地方の国境イス・ラジ峠に至るビルマとチベットの国境を明確にすることがあつたことは明らかである。

(9) 英国の北ビルマ併合に際して、原住部族からはかなりの抵抗があり、カチン州の場合には英国の行政権がある程度確立されたのはようやく一九一四年になつてからであつた。しかし、この地方が中国側の主張するように(例えば、前掲張鳳岐、九八一—九五二頁参照)、その藩属国であつたかどうかは全く疑問であつて、おそらくは中国が或る程度の行政権をもつていた片馬地区を除いては、中国側もビルマ側も実効的行政権を全く有しない、原住各部族による自治地域であつたとみるべきであらう(英国のカチン州における行政権確立の過程については、《Woodman, op. cit., pp. 335-379》を詳し)。

(10) ユンフン問題については《上掲張鳳岐、一〇六一—一〇七頁》あるいは《Woodman, op. cit., pp. 478-507》を参照。ユンフン地区は「最終的には、一九六〇年国境条約で中国に譲渡された。

(11) 紛糾の経緯については《Woodman, op. cit., pp. 456—472》あるいは《前掲張鳳岐、八五一—九七頁》を参照(巻末の「滇緬南段未定界図」には有名な五色線附図が記載されてゐる)。この地方が著名な銀鉱を包有していたことが、紛争の解決を一層複雑にしていたのである。

(12) C. M. D. 4884, 1935, Treaty Series, No. 15 (1935).

(13) 中英両国のイセリン報告に対する不満は、その理論的欠陥に対してではなく、それが両国にとって実用面で不便な点にあったといわれる

(See *The Times*, 19 June 1941.)

(14) C. M. D. 40, 1941, *Treaty Series*, No. 48 (1941). イセリン委員会については、*Woodman, op. cit.*, 472-475 を参照。同委員会は「中英両国を代表する各二名の委員と中立委員としてのイセリン委員長から成る。イセリン大佐は、かつてシリアとイラク両国の国境画定に際して中立委員として活躍した経歴をかわれたものである。イセリン・ラインは、上述のイセリン報告をもとにして英国駐華大使カー (Archibald Clark Kerr) と中国外交部長王寵惠との間で交わされた交換公文で定められたものである。」

(15) See *Woodman, op. cit.*, pp. 518-523. *Theodore Shahad, China's Changing Map*, London, 1956 の第一七六頁「あるいは第二六四頁掲載の地図によれば、中緬間で紛争中のカチン州とワ州の大部分が中国領として描かれている。」

(16) *The Nation* (Burma), April 29, 1960.

(17) 外務省中国課「中国月報」(第十六号)、附録第二(中緬国境協定と中緬相互不可侵条約の調印)二〇頁参照。一九四九年九月二十九日中国人民政治協商会議第一回全体会議で採択された綱領は、その第七章「外交政策」の第五十五条で、「国民党政府が外国政府と締結した各種の条約及び協定については、中華人民共和国中央人民政府はそれに審査を加え、その内容によつてそれぞれ個別的に承認し、あるいは廃棄し、あるいは改正し、あるいは再締結するものとする」(アジア政経学会編「中華人民共和国外交資料総覧」三頁)と規定したが、一九四一年交換公文も当然この範囲内のものと中共政府は考えていた。

しかし、中共政府はそのごこの解釈を更に拡張し、一九四九年宣言にある「国民党政府が……」を「過去の中国政府が……」と改め(例えば、一九六三年三月八日の人民日報社説を参照)、一九世紀後半の清朝政府が押しつけられた条約すべてを含むものとした。See *Francis Watson, The Frontiers of China*, New York, 1966, pp. 25-27.

(18) 中共政権とビルマ政府間で国境交渉について初めて公式の発言が行われたのは、一九五四年十二月十二日のウ・ヌーと中国政府間の北京における共同コミュニケが、「両国間の国境画定は適当な時期に外交ルートを通じて行なう」と述べたのが最初である。See *Keesing's Contemporary Archives*, p. 14037, 1955-1956.

(19) See *Keesing's Contemporary Archives*, p. 15334, 1957-1958. Also See *Daphne E. Whitlam: The Sino-Burmese Boundary Treaty* (*Pacific Affairs*, Summer 1961, pp. 174-183.)

(20) See *Whitlam, ibid.*, p. 178. 中国側は「ブハーン等三地区が本来中国領であり、一九二三年英国軍によつて強制占領されたものであることを強く主張したため、その中国への譲渡が両国の国境問題解決の第一歩であると考えられ、以後ウ・ヌーは、同地区の属するカチン州の指導者の説得に全力を挙げた。」

(21) *Woodman, op. cit.*, Appendix to Chapter XIX, pp. 562-564. 本協定の邦訳は、「外務省中国課「中国月報」(第十六号)、前掲付録一二五—

一二七頁。

(22) *Ibid.*, pp. 567-576. 本条約の邦訳は、外務省中国課「中国月報」(第二四号)、付録《中国とビルマ国境条約、及び交換公文》一三五—一四四頁。

(23) なお、一九六〇年十月一日附両国政府の交換公文は、「交換される地区に居住する住民で、他国に編入されることを好まないものは、(一)条約が効力を発してから一年以内に、従来の国籍を保持することを表明する、(二)二年以内に本来所屬していた国の領域内に移転することなどを確認した。」(*Keesing's Contemporary Archives*, p. 17749, 1959-1960.) 交換公文の邦訳は、外務省中国課「中国月報」(第二四号)、前掲付録一四五—一四六頁。

(24) *Woodman. op. cit.*, Appendix to Chapter XIX, pp. 564-566. 邦訳は、外務省中国課「中国月報」(第十六号)、前掲付録一二四—一二五頁。なお、本条約の評價については、See *William C. Johnstone: Burma's Foreign Policy: A Study in Neutralism*, Cambridge, Mass., 1963, pp. 196-200.